

憲法改正国民投票法案

憲法改正論議が喧しくなってきたが、自民党は全面改正を唱えて立党五〇年に当る来年一一月までに改正案を作成し、公明党は加憲を唱えて本年秋にその見解をまとめ、民主党は創憲を唱えて憲法公布六〇年に当る平成一八年にそのあり方を示すべく目下作業中である。共産党と社民党は改憲反対で一致している。今後、憲法改正論議は第九条（戦争の放棄、軍備と交戦権の否認）を中心に益々激しくなっていくことは確実である。

ところで与党は、憲法改正国民投票法案を、遅くとも来年一月招集の通常国会において成立を図ることで合意したと報道され、早ければ本年の臨時国会にも法案が上程される可能性も出てきた。

しかし、その内容は公表されていない。従って、平成一三年一一月に憲法調査推進議員連盟によって公表された「日本国憲法改正国民投票法案」（以下「法案」と略称）についていくつかの看過し難い問題点を指摘したい。

- 1、憲法第九六条は、憲法を改正するには、「国民の投票」の「過半数の賛成を必要とする」と定めている。ところが法案は、この過半数の意味について「有効投票数の過半数」でよいとしている。しかし、戦後六〇年に亘り我国の法制度上最上位に位置する基本法として存在してきた憲法の改正に賛成するかどうか問われるのである。無効票を投じた者は自らの意思を表明したものの改憲には賛成しなかった者であるから、「投票総数の過半数」とすべきである。
- 2、法案では、複数の条文について改正案が発議された場合、一括して投票するのか、条文毎に投票するのか明らかではない。例えば、国民の知る権利や環境権の具体化と第九条の改正について一括して賛否を問われた場合投票者として迷う場合がある。投票者の意思が投票結果に正確に反映されるためには、個別条文毎に賛否が問われる投票方法が不可欠である。
- 3、国民投票運動の自由、表現の自由は最大限に尊重され、投票者に十分な情

報が提供され、十分な国民的議論がされなければならない。しかし、法案によると、公務員、教育者の運動の制限、外国人の運動の全面禁止、マスコミ報道に対する規制等が刑罰をもって広範に禁止されている。これらは憲法の認める表現の自由を否定しかねないものであり、国民投票運動に対する萎縮効果として現われることは明らかである。

4、法案によると、国民投票の期日は、国会の発議から六〇日以上九〇日以内において内閣が定めることになるが、国政選挙と同時に行われる場合には更に短い期間を定めることも可能とされている。十分な国民的論議を保障するには余りにも短すぎると言わざるを得ない。

5、法案は国民投票無効訴訟について定めているが、提訴期間については、投票結果告示の日から三〇日以内で、しかも管轄裁判所は東京高等裁判所に限定している。憲法改正という非常に重要な事項の投票の瑕疵についての提訴期間としては短すぎるし、広く国民が司法審査を受けられるように管轄を全国の高裁判所に拡大すべきである。

6、投票率に下限を設け、余りに低投票率の場合は、その結果が民意を正確に反映していないものとして無効とすべきである。

その他法案には様々な問題がある。憲法改正論議もさることながら国民投票の方法論についても注目する必要がある。

【平成16年10月26日 静岡新聞 朝刊 掲載】